

令和2年 第2回

教育委員会定例会会議録

令和2年2月10日（月）

港区教育委員会

日 時 令和2年2月10日(月) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第4回定例会(平成31年4月16日開催)

第5回定例会(令和元年5月14日開催)

第10回臨時会(令和元年5月28日開催)

日程第2 審議事項

- 1 港区教育委員会と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの連携協力に関する協定の締結について
- 2 港区学校運営協議会の設置について
- 3 港区立芝浦南ふ頭公園運動広場における利用時間の一時的な延長及び利用料金の免除について

て

- 4 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 5 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 6 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 7 新教育センター用地の一部の用途廃止について
- 8 教育管理職の任命内申について（非公開）

日程第3 協議事項

- 1 港区子ども・子育て支援事業計画（案）について
- 2 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

日程第4 教育長報告事項

- 1 令和2年度第1回採用港区奨学生の選考結果について
- 2 新教育センター用地の区分所有面積の調整について

「開会」

○教育長 ただいまから令和2年第2回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしく申し上げます。

本日の運営についてお諮りします。日程第2、審議事項8「教育管理職の任命内申について」は人事に関する案件のため非公開での会議とし、日程を変更して審議事項の一番初めに審議を行い、その後、日程を戻して審議事項1から順に行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程第2、審議事項8については、審議順を変更して初めに審議し、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 会議録の承認

第4回定例会（平成31年4月16日開催）

第5回定例会（令和元年5月14日開催）

第10回臨時会（令和元年5月28日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成31年4月16日開催の第4回定例会の会議録、令和元年5月14日開催の第5回定例会の会議録、令和元年5月28日開催の第10回臨時会の会議録につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

8 教育管理職の任命内申について（非公開）

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。

これより非公開の報告に入ります。資料は審議終了後に回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

(非公開審議)

1 港区教育委員会と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの連携協力に関する協定の締結について

○教育長 次に議案第8号「港区教育委員会と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターと

の連携協力に関する協定の締結について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第8号、港区教育委員会と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの連携協力に関する協定の締結についてご説明いたします。議案資料はナンバー1でございます。

資料を1枚おめくりいただきましてA4横書きの資料1枚目、タブレットでは2/4をご覧ください。審議内容は件名のとおり、港区教育委員会と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター、いわゆる先端研というふうに言っておりますけれども、との間で連携教育に関する協定を締結することをお諮りするものでございます。詳細は後程ご説明をいたしますけれども、令和2年度から先端研との連携によりまして、特別支援教室に通級する児童・生徒に対し、個々の興味・関心に沿った学びの機会を提供する事業を進める予定であることから、教育委員会と先端研との相互の連携協力に関する協定を締結するものです。

初めに項番1「東京大学先端科学研究センターについて」をご覧ください。東京大学先端研は、東京大学が設置する最も新しい研究所で、文系と理系の垣根を越えた多様な研究活動を行っております。参考資料としておつけいたしました、タブレットでは6/12以降でございますが、パンフレットを添付してございます。パンフレットの2ページ目です。左上のところに「30年前の創立時から文理融合」、その下の方に目を向けますと「異分野交流」というようなフレーズがございますように、先端研は、理工系だけではなく人文社会科学系の研究室が共存する中で、分野を横断した活発な議論を重ねて科学技術を発展させ社会に貢献することを目指しております。

パンフレットを1枚おめくりいただきまして3ページ目のところには、右下に研究分野が記載されてございますが、理工系の先端研究から社会科学やバリアフリーといった社会システムにかかわる研究まで、基礎から応用に至る多様な研究を積極的に推進しております。

恐れ入りますが、A4横書きの資料の1枚目にお戻りいただきまして、項番1の2段落目をご覧ください。先端研では人間支援工学の分野におきまして、突出した能力はあるものの現状の教育環境に馴染めず不登校傾向を示す子どもを対象に、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供する「異才発掘プロジェクトROCKET」というふうに言っておりますけれども、を実施しています。補足でございますが、一例としては渋谷区でも先端研との連携によりまして、特別な才能に着目した新たな教育システム・手法として「渋谷区ラーニング・リソースセンター事業」というものを実施しています。渋谷区立の小中学校に在籍している小4から中3までを対象に、子どもたちそれぞれに合った学びの方法や環境を提案する事業ということで、問いを立てる力であるとか、疑問に思ったことを深く探究する力を育むことを狙いとして、料理や工作などの活動の中に教科学習の要素を入れ込んで知識を横断的につなげるような取組を実施していく。あと、読み書きの苦手な子に対して、ICTを活用した取組をしていくというようなことを聞いてございます。

続いて項番2「締結理由」をご覧ください。心理的な要因や発達障害などの理由から学校になじめず不登校になってしまう児童・生徒が年々増えているというところで、そのような児童・生徒はこれまでの学校教育では対応していない事柄に強い興味や関心を示す場合もあり、学習支援員の配

置や、特別支援教室での特性に応じた個別指導などを行っている一方で、多様な学習手段を提供していくことが課題となっています。

国においても発達障害等のある子どもたちの学びを支える取組を示していることや、ICT機器を活用した遠隔教育の推進に向け言及しておりまして、他の自治体では特別支援学校や特別支援学級における児童・生徒の自立や社会参加を一層促進するための研究を進めている例もございます。

資料の次ページをご覧ください。こうした状況を踏まえまして、港区でも従来の枠組みにはない取組について調査・研究を進めていくべきと捉えています。先端研につきましては、特別支援教育を支援するICTの活用についての研究や実践を重ねているだけではなくて、先程申し上げたROCKETを実施する中で知見を積み重ねており、子ども一人ひとりが持つ特性を最大限発揮させることができる多様な学習の機会・手段を先進的な技術等を用いて提供できるノウハウを有していることから、連携相手として協定を締結するものです。

次に、協定書の内容をご確認いただきます。別紙1としてついてございますけれども、事前に事務局同士ですり合わせは経た案文となっております。協定の「目的」は、第1条の規定のとおり、両者の連携協力により、未来の社会に対応した教育に関する研究を行うこと、その成果を活用することで地域社会の発展に資するとともに、多様な可能性を生かすモデルを港区から発信することとしております。

「連携内容」は第2条に規定しております。学習に困難を抱えている子どもや特異な才能を有する子どもに対する教育、学習に関する研究を初めとした5項目となります。

協定の「有効期間」でございますが、第3条に規定のとおり、締結日から令和4年3月31日までといたします。ただし、終了の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものといたします。

締結日でございますが、本日、この審議によりご決定をいただきましたら、本日を協定の締結日といたしたいと考えてございます。

恐れ入りますが、資料本文2ページにお戻りいただければと思います。項番5でございますが、令和2年度より実施を予定する事業についてということで、先程も少し触れましたけれども、心理的な要因や発達障害などの理由から学校に馴染みにくい児童・生徒の中には、学校教育では対応していない事柄に強い興味や関心を示す場合がございます。令和2年度は、特別支援教室に通級する児童・生徒、小学校4年生から6年生及び中学生、合計300名程度になるかと思っておりますけれども、を対象に希望者に対して、先端研がこれまで積み重ねてきた経験から、そのような子どもが興味・関心を示す傾向がある内容をタブレットとかモニターを用いた遠隔学習で学んでもらう機会を提供するとともに、遠隔学習で関心の高かった分野については区内施設等の実地において自ら考え体験することにより学ぶ学習イベントを実施してもらいます。

事業実施フローを別紙で添付しています。カラー刷りになっているものでございます。一番左に、時期は予定として入れてございますけれども、まず夏場7月ごろに「体験型の学習イベント①」というのを実施する予定です。「概要」にございますが、このイベントは自ら考え体験することにより

学ぶことを目的としたもので、例として、建築物の高さをものさし、電卓、ストップウォッチなどを用いて計測するという例を記載しています。これは先端研で既に、赤坂サカスであるとかTBSの社屋の高さをこのような方法で計測するイベントを実施したことがあるということで、一例として記載しましたがけれども、自由な発想やひらめきですとか、主体的に考えることが求められる内容の学習イベントを実際に集まって実施することを事業のキックオフとしたいと考えています。このイベントをその先の事業の周知の場ともするものでございます。

続いて、遠隔学習事業ですけれども、先程も少しご説明しました興味・関心を深める学習をタブレットを用いて遠隔的に行うものです。児童・生徒は、みなと科学館の実験室に集まりまして、タブレットを通じて東大先端研や、その他遠隔地にいる講師と双方向でやり取りをしながら学習を進める予定です。

内容として一例を挙げますと、例えば以前、先端研が館林地域で行った内容でございます。これは実際の現場で行った内容ですので、多分アレンジする形になってきますけれども、沼に潜む生き物の正体を暴くという授業のレジュメを見せていただいています。タイトルからは、いわゆる生物の授業のように見えますけれども、単にどのような生き物が沼にいるのかという視点だけではなくて、館林という街にとって沼がどのような役割を持っていたのかとかというところも取り上げる授業となっています。生活、歴史、文化、芸術などに沼がどのように寄与したのかというところも教えて考えていくというような、いくつかの異なる学問分野にまたがるような授業という形になっていて、生物に興味は引かれなくても、ほかの分野で子どもが興味を持つ、関心がある可能性があるような、そのような構成になっています。先端研では分野を横断した活発な議論を重ねて科学技術を発展させて社会に貢献するということを目指していることから、子どもたちへの授業もそのような特色を持つものになると考えてございます。

本事業の締めくくりとしては「体験学習イベント②」というものを予定しています。これは、遠隔学習を繰り返していく中で、児童・生徒が興味・関心を示した内容をテーマにして、実際に体験しながら考えて学ぶ機会を持つということで、子どもの意欲をさらに増進させるために行いたい、そういうふうを考えています。

以上のようなフローで事業を実施して、アンケートや活動中の子どもの発言や行動を分析することで、事業が子どもにどのような効果を及ぼしたのかを検証して、令和3年度以降の事業体系構築の土台としてまいります。

フローの下部に令和3年度以降の方向性を記載しております。事業実施前ですので、あくまで想定ではありますが、令和3年度以降は例えばこの「・」の四つ目、令和2年度の実施内容を踏まえ、子どもの特性を把握する方向についても具体的な事例を挙げた教育研修を遠隔で実施することによって、子どもの多様性を見極め方や支援に関する教員のスキルの伸長を図っていくことができないか、先端研とも打ち合わせをしております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 このような形で色々な研究機関と連携を組んで行っていくというのはいいことだと思いますが、今、この協定書をつくる中で例えば研究倫理とか個人情報の扱いについては何か手続をどうするかという話し合いはされていますか。

○教育企画担当課長 研究、その個人情報に関しては、先端研についても国立大学法人ということで規定は持ってらっしゃるといことで聞いてございますけれども、実はそこまで詳しくどういふふうに倫理規定とかがあるかというところは、実はこれから詰めなければいけないところでございます。ただ、港区内の個人情報保護審議会にはこの案件をかけさせていただきまして、もちろん研究目的で使われる可能性があるものですから、そこについては、個人情報が出ないように、もちろん名前とかを記号に差しかえるなどの措置をとることということでご審議いただきます。なので、そのように対応をとっていきたいと考えてございます。しっかりそこら辺は詰めてまいります。

○山内委員 ありがとうございます。

大学側としては、やはりこれは連携内容にもあるように研究の一環としての取組であって、最終的にはここでの蓄積したデータを分析をして成果を発表したいというところはあるわけです。区としては、このプロジェクトを通じて新しいプログラムを模索をする、開発に協力しようということにかかわるといことだと思っております。今、分野によっても違いますけれども、特に障害児を対象にした研究とかは、やはり個人情報の扱いとか研究倫理の扱いというのは気をつけてもらわないといけなくて、今それにどうきちんと配慮しているかということ担保するような手続をきちんとしておくことが重要で、それさえしておけばまた何か保護者とか色々な方から指摘があったときにも説明できますから、安心してお互いに連携できるためにもそういう個人情報の取り扱いとか、倫理的な手続について一応、確認をして手堅くなさっておいたらいいと思います。

大学でもそういう手続の方法、やり方を持っているはずなので、それも聞きながら、足りない部分を区として、こちら側でも今おっしゃったように手続を踏んで、安心してできるような形ということでそれをされるといいと思います。今後そういう枠組みをつくっておけるとほかの研究機関と色々な連携をするときもやりやすくなりますので、そこを丁寧になさったらいいかなというふうに思いました。

○教育企画担当課長 山内先生のおっしゃるとおりで、そこら辺をしっかりとやることで安心して進めていけるとお思いますので、しっかりやらせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 先端研がほかの自治体とこのような連携協力に関する協定というのを結んでいる例があるのであれば、どういうふうになっているのか教えてほしいのですけれども。

○教育企画担当課長 連携協定まで結ばれているかどうかは今すぐ即座に出ませんが、私どもの方に例として来ていますのが、先程もちょっと説明の中で申し上げましたように館林市でございます。館林市は、名前はちょっと失念してしまいましたが、宇宙飛行士の女性の方の記念の館があるということで、そこを舞台にして、そこもかみながら事業を展開していたというふうに記憶しています。

あと、福山市だったと思うのですけれども、そこは福山市の物流に関することをテーマに、子ど

もたちに先端研も連携して事業を展開していました。

あと、自治体との連携ということであれば、神戸市との連携が入っていましたが、内容に関しては教育ではなかったかと思いますので、神戸市市長部局との連携という形でやっているのを見たことがあります。

それ以外にも何自治体かと連携を結んでいたかと思いますが、かなり自治体との連携というのを積極的に進めているような研究所というふう聞いています。

○中村委員 さっきお話にあった渋谷区の例、あれもやはりこういう形で今回の港区と同じような形でやっているのですか。

○教育企画担当課長 渋谷区についても、この先端研と渋谷区が委託契約を結んで実施しているという形です。

○中村委員 委託契約ですか。

○教育企画担当課長 はい。

港区に関しても、この協定は結んで相互に連携していくという形になりますが、事業実施については委託契約を結ぶような形をとります。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 2年間ということになっているのですが、2年間で何らかの結果が出るのか、それとも、内容にも1年ずつ延長というような文言が打たれていましたけれども、基本的にはある程度長期のスパンで考えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○教育企画担当課長 今回は令和4年3月31日までということで、令和3年度末までというふうにさせていただいたのは、今年度の終わりにかけては来年度の事業実施の練り上げということがスタートの期間。来年度が、先程も申し上げたような、事業の試験的な導入というような形になるかと思しますので、そこで色々な意見とか、もっと効果が上がるものも検討して、再来年度、令和3年度はブラッシュアップという形で考えていて、そこをまず1タームとして考えています。

ただ、その後もおそらく、ここから先は何かしらの効果が上がるのか、費用対効果がどうなのか検証が必要ですが、今現状で考えているのは、なかなかすぐに効果が出るものでもないと思いますので、多少長期にわたっての事業になるのかなというふうに考えています。

○田谷委員 加藤課長のおっしゃるとおりだと思います。非常に時間がかかることだと思いますので、なるべく安定したメンバーで、長期にわたって子どもの状況を見ていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長 今のに関連してなのだけれども、別紙2の右下のところに、1月から3月について述べたところを見ると、来年度、令和2年度の効果・検証を踏まえ、次年度、令和3年度の取組を検討と書いてあるではないですか。これだと間に合わないよね。予算はもう10月ぐらいには遅くとも出しておかないといけないので、そこは我々の全体的な令和3年度に向けての準備とあわせてやっていかないとだめだと思います。そこは、先端研ときちんと調整した上でやっておいってください。

○教育企画担当課長 そのようにしたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 先程のお話で、協定に加えて委託契約を結ぶという話でしたけれども、そうするとおそらくお金も委託事業としてということになるということで、委託するとその事業の規模というのでしょうか、金額としてどのくらいの規模になるのかということ、あるいはその適切さということも考えなければいけないと思いますけれども、その点は現時点ではどのくらいの規模でということを考えていますか。

○教育企画担当課長 現時点では、来年度予算としては747万円だったかと思いますが、700万円余の金額で契約をするという形で考えています。この事業を実施するに当たって、遠隔学習用の器材等も必要になってきますので、そこら辺は調達も委託の中で図っていきます。あと、遠隔でやるとは言っても、やはりサポートのスタッフが必要ということでございますので、そこら辺の人員費も込むということで、今はその金額で考えています。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○教育指導課長 この先端研の、毎年渋谷のROCKETの発表会に私も行っているのですね。かなり知的に高い発達障害のお子さんたちが生き生きとして、今までだと学校に行くと社会性がなくてうまく馴染めないのですけれども、ここに来ることによって我慢を覚えたりとか色々なことができています。ちなみに先端研の方で始めたこの事業が今年5周年ということで、東大の安田講堂で発表会があって、港区内のお子さんたちも親子で何名か行っているということで、私の知っている方も親子で行っておりました。そういったところでかなり効果があるということと、もう一つは、教育機会確保法ということで、こういった子はどうしても不登校になりがちなのですね。不登校のお子さんたちの学びの場、社会性を培う場というのが今求められていて、それをつくるのも教育委員会の一つの責務としてあります。

普通の、通常の不登校のお子さんたちは「つばさ教室」の方で受け入れていくということなのですけれども、この子たちが「つばさ教室」に入ってもうまく馴染めないことがありますけれども、こういったコンテンツを通して自分の自己肯定感を高めるというところでは、まさに教育機会確保法の趣旨からすると教育委員会がやるべき事業の一つであるというふうに私は考えています。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 そうすると、これは適用するのはいくつからとか、そういうのはあるのですか。いくつからいくつまでとか。

○教育企画担当課長 適用するというのは、対象とするということですよ。

○田谷委員 対象。

○教育企画担当課長 そこについては、先程ちょっと中で申しあげました小学校4年生から6年生、及び中学生ですね。合計300人程度が特別支援教室に通ってらっしゃるぐらいの数ということに

なります。そちらを対象にさせていただきます。

○田谷委員 そうすると、その前後というのはこの件にはかかわれないということですか。

○教育企画担当課長 来年度に関して言えば、今の対象年齢なのかなど。小学校1、2年生とかで対応できる教育課程が組めればですけども、今のところ先端研と調整させていただいているのは、この今の年齢構成ということです。

○教育指導課長 港区として行う事業が4年生から中学生までですけども、東大の先端研そのものは日本財団と組んで、東大の先端研という場所でこの事業は同じようにやっているのです、通信教育を除いて。

なので、高校へ行けなくてそういったところの場が欲しいお子さんは個人で、もう高校生ですから東大先端研に行けますし、あと低学年で発達障害があるのではないかと思っているお子さんも東大先端研が相談を受けてやっているのですね。読み書き障害の発見のものもあったりとか、そういったお子さんも時々発表会を見に行ったりとかそういうことはあるので、港区として行うのはこの年代であり、科学館、教育センターを中心に行うということで、子どもたちには幅広くチャンスはちゃんとつくれていますので、東大先端研とこの協定を結ぶ意味というのは非常にあるというふうに思います。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第8号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第8号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区学校運営協議会の設置について

○教育長 次に、議案第9号「港区学校運営協議会の設置について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは議案第9号、港区学校運営協議会の設置についてご説明をさせていただきます。資料は本日付議案資料のナンバー2でございます。資料を1枚おめくりいただきまして、A4横書きの資料の1枚目、タブレットでは2/5をご覧ください。

「審議内容」といたしましては、「港区学校運営協議会規則」第2条第1項の規定に基づき、令和2年4月から南山幼稚園及び南山小学校の二つの学校に一つの学校運営協議会を設置することをお諮りするものでございます。

資料下部に「参考」で抜粋しておりますが、「港区学校運営協議会規則」第2条1項では、教育委員会は、学校、保護者及び地域住民が一体となって、子どもたちが安全で安心して過ごすことができる、子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる、保護者や地域に信頼される学校づくりを推進する学校ごとに協議会を置くものとしています。

また、小中一貫教育校その他、教育委員会が二つ以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二つ以上の学校について一つの協議会を置くことができることとなります。

項番3「設置理由」にございますように、南山幼稚園及び南山小学校では、農作業体験やプラネタリウム見学等、例示した事業を初めとした地域関係機関や保護者と連携した取組を通じまして「世界にはばたく人づくり」「地域とともに歩む学校園づくり」を推進しており、規則第2条第1項に規定する学校づくりを推進していくことが認められます。

また、幼稚園及び小学校は同じ敷地に所在しており、子ども同士の交流や合同の研究授業を行うなど、現在もさまざまな取組で協力しており、今後も幼小のさらなる連携を図っていくことから学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認められることから、二つの学校で一つの学校運営協議会を設置するというを本日お諮りするものでございます。

参考といたしまして、参考資料で「学校運営協議会設置に係る実施計画書」及びその別紙として「学校運営協議会開催スケジュール表」を添付いたしました。タブレットでは4/5や5/5にございます。この様式は、規則の下に「学校運営協議会運営要綱」というのを規定しておりまして、そこで規定しています。設置に当たりまして、協議会を設置する学校の校長が、園長も含みますが、あらかじめ教育委員会に提出することになっている様式でございます。

現時点のスケジュールですけれども、初回に「学校園の経営方針の説明と承認」というのがございます。また、教育課程の説明と承認が予定されております。

学校運営協議会の根拠法ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですけれども、校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないとされています。港区は規則において、教育課程の編成のほか、学校経営計画に関する事、その他校長が必要と認める事項に関する事について学校運営協議会で承認を得るということにしておりまして、基本的な事項は押さえたスケジュールと考えてございます。

また、計画書の方には組織として委員構成、現在9名という記載がございます。委員については現在、調整はしてございますけれども、正式には要綱に基づきまして、学校長から推薦を受けた上で任命をし、その結果を後日の教育委員会でご報告する予定です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○**田谷委員** 過去の赤坂とお台場の件だとそれぞれ中学校が入っているのですが、今回は中学校は入っていないようですが、その辺はどうなのでしょう。

○**教育企画担当課長** 過去のお台場、赤坂については校地が、学校が一つになっていることであるとか、赤坂についても同じ学校内で小中一貫を目指しているというところで、小・中ということでアカデミー単位で置かせていただいております。今回は、南山幼小に関してはアカデミーで考えると六本木中学になるのですが、実情物理的に離れているというところもあり、まずはという

か、今この段では幼・小という学校校地が一緒のところの一つのものをつくりたいというのが校長、園長からの申し出でございまして、そちらを受けさせていただいて、教育委員会としても特段、中まで含めたアカデミーで設置するという決まりがあるわけではなく、確か昨年3月の教育委員会でも、教育長からのご発言だったと思いますけれども、学校や園とか、アカデミーの必要に応じてどういうふうになっていくのかはこれからだけれども、そこら辺は事情に応じてやっっていこうというところがありましたので、今回は南山幼小という形で組ませていただいています。

○田谷委員 了解しました。

○教育長 今回の関連で、教育指導課長、教育経営協議会での議論というか、あの場で色々やっているのではないですか。それでご説明してあげた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

○教育指導課長 学校運営協議会をつくっていくのは、地域で自立していくということがまず一番目標としていることだと思うのです。社会に開かれた教育課程その他を行っていく上で。その際に六本木中学校、この六本木アカデミーというのが南山幼小、それから麻布幼小、そして東町というところになって、六本木地区なのです。今の段階で実は六本木中学校の学区域の中で、麻布小は六本木中に行く率が極めて低くて、御成門中に行くのです。距離とか色々なことを含めて。六本木中学校に行くところで、ちょうど登校時間に前の晩にお酒を飲み過ぎた方たちが道路にいるということで、行きたくないというのが今、話題になっているところなのです。その中で、六本木中学校としては、ここで南山幼小、六本木中となってしまうと最初から麻布を切り離れたような形の印象をつくってしまうということもあります。

なので、今年は南山幼小ですけれども、来年は麻布幼小が準備をしているということで、そこを期待していて、東町がまた準備しています。その中で、ではこれから麻布とどうなってくるのかというさらに深い議論をした上で、一つにしていくのかどうかというところまであのメンバーは考えて、まず第一段階として南山の幼小からまず始めようと。特に幼小の連携があって研究もしてきましたのでというような経緯があってなっています。ほかのところも、御成門の小中も準備していますし、それぞれ皆さん、その校長たちが経営協議会の中で議論をしながらそれぞれ準備をし、一発で何かをするというよりも、段階を経ながら地域を熟成させていって、地域の方たちのコンセンサスをつくっていくところに力を今入れているということで、六本木アカデミーの中の第一弾というふうに捉えていただくと先が見えるかなと思っているところです。

○田谷委員 よく分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第9号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第9号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立芝浦南ふ頭公園運動広場における利用時間の一時的な延長及び利用料金の免除について

○教育長 次に議案第10号「港区立芝浦南ふ頭公園運動広場における利用時間の一時的な延長及び利用料金の免除について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 では、本日付教育委員会議案資料ナンバー3、タブレット1/8以降になります。

次ページ2/8をおめくりください。今回の「審議内容」は、港区立芝浦南ふ頭公園運動広場での利用時間の延長及び利用料金の免除についてお諮りするものです。

項番1「経緯」になります。区は主催者である東京都から、東京2020大会に向け東京を文化の面から盛り上げることを目的として、Tokyo Tokyo FESTIVALの主要プログラムである「DANCE TRUCK TOKYO」を芝浦南ふ頭公園運動広場を利用したいと昨年6月から相談を受けました。

タブレット5/8をご覧ください。区は平成29年から東京2020大会の開催に伴う区施設提供に当たっての基準を設けております。東京2020大会を文化の面から盛り上げるという今回のイベントの趣旨は適正であることから、区が定めていた施設の利用基準に今回の東京文化プログラムの実施場所として使用する場合も認めてもらいたいと企画経営部に要請し、庁内の会議、オリンピック・パラリンピック推進委員会というのがありますけれども、そのオリ・パラ推進委員会にて審議・了承されました。

次ページの6/8をご覧ください。真ん中(3)「区施設の提供基準」のオ「東京文化プログラムの実施場所として使用する場合」というのを区の施設の提供基準に追加しました。また、あわせて運動広場でのイベント内容についても主催者側と話し合いを進めていき、11月に協議が整いました。

タブレット番号2/8にお戻りください。項番2の「利用時間と利用料金について」です。二つおめくりいただきまして、タブレット4/8をご覧ください。「DANCE TRUCK TOKYO」の概要になります。「DANCE TRUCK TOKYO」は令和2年9月までに都内15カ所で実施する予定で、港区はそのファイナル公演と位置づけられています。写真にあるとおり、イベントは夜間での開催が効果的になります。

タブレット2/8にお戻りください。港区立運動場条例施行規則では、この期間、利用は午後5時までと定められておりますが、規則第2条に基づきまして午後9時までに変更いたします。時間変更につきましては、9月4日、5日の2日間に限定いたします。4日はリハーサル、5日はイベントの実施日になります。また、利用料金につきましては、先程の基準の取り扱いを各規則に基づき免除としていることから、規則第5条1項12により免除といたします。

次ページのタブレット番号3/8に施行規則の抜粋を記載しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○田谷委員 これは、5日の日は集客はどれぐらいの予定を見込まれているのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 集客については、これからの周知にかかわると思うのですが、ファイナルの公演ということもあり、都内15カ所で、東京都の方ではこれについて全体のプレスを3月3日に打つ予定だということになっております。あわせてこちらの方でも、芝浦港南地区の管内になりますので、協働推進課と協力して町会内の方たちに周知することもあわせて周知を図っていくということで、一応この運動場の収容人数は4,000人程度という形になっているので、それぐらいは見込めるかなと考えております。

○田谷委員 分かりました。

ただ心配なのが、近隣に騒音の問題が発生するということは考えなくていいのかということと、それからもう一つ、非常に交通便が悪い。最寄りの駅からも徒歩20分ぐらいかかりますかね。そうするとその往来の往復で近隣の住民にご迷惑をかける可能性とか、その辺のところはどう考えておられますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、音とか光の問題なのですが、東京都の方もそういった騒音などの苦情等を想定して、おそらくそういう苦情が少ない場所をとということからこの運動広場が選定されたのだと思うのですが、とはいえ地域というか周辺に色々建物もあるので、そういったことでのご迷惑がかかるということは事前に十分に周知していくことにしています。

交通の便についても、ゆりかもめの芝浦ふ頭駅が徒歩5分のところにあるということと、あと「ちいばす」のルートにもなっているのですが、近くになったらその辺の交通事情と込み具合というものもまた考えないといけないと思うのですが、混雑のないように運営側とよく協議して進めていきたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

これは今さらになってしまうかもしれないけれども、この所管としては企画経営部の方なのですが、この基準の見直しを企画経営部に要請して、この事業について追加するようにはできようということ、第7回のオリ・パラ推進委員会で審議・了承されたということなのだけれども、その別紙2の基準で読むと、まずは対象とする事業でこれが入っていないような気がするのだけれども、どこへ入っているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 対象とする事業の中の⑤、2ページの⑤というのに今回のをまず当てはめるとして、(3)の「区施設の提供基準」の⑤については、今まで⑤がなかったのですが、⑤をつけ加えてもらったということになります。

○教育長 でも、いわゆるオリンピックはスポーツの祭典が主ではないですか。それとこう並列で「文化」という部分になってくると思うのだけれども、少なくとも①から④ではそれが読みとれないので⑤なのよね。(2)の⑤なのでしょう。だけど、⑤をよくよく読むと、大会運営に供する施設でボランティア、警備員の待機場所とか、資器材置き場等として競技運営に必要不可欠な用途に使用するための施設で、この資器材置き場等の「等」に入ったとしても、競技運営に必要不可欠な用途に使用するものとはまた別ものですよ。だから、まずこの(2)の中にこの文化云々とい

うのを入れないと、それを受けて（３）の提供基準で⑤を入れたからというのではまずいのではないの、これ。

○生涯学習スポーツ振興課長 ２／８の方にある第７回のオリンピック・パラリンピック推進委員会で一応、審議・了承されたということになっておりますので、その辺は企画経営部の方に改めてこういったご意見があったことは申し伝えておきますが、現段階では⑤としてつけ加えたことで審議・了承されたということで、今回はお認めいただけないでしょうか。

○教育長 確かに企画経営部の所管の基準なので、直接、生涯学習スポーツ振興課にどうなのだと聞いても、ちょっとそれは筋違いだと思うのですけれども、どうも読みとれないのだよね。ここの審議のとき僕も出席しているのですけれども記憶があまりないのだけれども、あくまでその際には、今回のこの案件の「DANCE TRUCK TOKYO」というものがやりたいということで要請があったので、それをこの基準において受けるために、適用できるように修正したということいいですか。あくまでこれ限定バージョン。

○生涯学習スポーツ振興課長 あくまでも今回は６月に都の方からこういった申し出を受けまして、うちの方で個別に企画経営部の方に働きかけて今回のこの基準に当てはめてもらったということから、限定というふうに捉えていただいていると思います。

○教育長 そうすると、もう少し広く考えて、例えばの話、この（２）の⑤の部分で違ったものもあるのだけれどもと、こう広くやるのではなくて、あくまでも今回のイベントをこれで適用できるようにしたという審議にしたわけだね、そのオリ・パラ推進委員会で。そうすると、その基準に盛り込むべき扱いがおかしいのかなという気がします。ということで、趣旨としては、オリ・パラ推進委員会は、この「DANCE TRUCK TOKYO」の部分を利用するということが基準改正が行われたということいいのですよね。念を押しますけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 それで結構です。

○教育長 だから内容としては、それを理解した上でここに入れ込むのだったら、その入れ込みの仕方が妥当かどうかというのが次の話になってくるのですけれども、それを前提でご議論いただければと思います。

○山内委員 まず一つは、おそらく今後このイベント以外にも五月雨式に色々なものが東京都から降ってくる可能性があると思うのですけれども、それを考えると、この別紙２の基準のままでいいのでしょうかというのがあるのです。本来であれば（２）のところに、その他、２０２０大会に関連する事業とかイベントとか何か加えておかないと、（２）からだとか文化プログラムまでは対応し切れない、色々なイベントには対応し切れないのではないかと思います。というのが、私の率直な印象です。

それからもう一つは、今後色々なイベントが降ってくるときに、東京都の主催ということでも、実際の実施団体というのはその下に色々あって、色々なところが東京都に売り込んできて、それを東京都が受け止めて主催としてやっているというものがきっと多いと思うのです。そういう意味では、この「DANCE TRUCK TOKYO」というのを実際やっている実質の団体はどんな

人たちかということは確認されていればお教えいただきたいと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 今後、イベントが色々予定されるから、この基準でいいかどうかということにつきましては、この時期に2020に向けてすごい大量にイベントの話があるともちょっと想定しづらい。ただそれは、うちの生涯学習スポーツ振興課が今回、運動広場を利用したいということで、運動広場に限定してこういった働きかけがあったので、もしかすると庁内のほかの所管でほかの施設で使いたいということは考えられるのですが、そこまでもうちはちょっと想定できないので、今回この案件に関しては、この部分について推進委員会の方に諮っていただいたということですので、こういったことについて教育委員さんの方からご意見があったことは企画経営部の方に伝えておきます。

それから、このイベントの東京都と一緒にやるところなのですが、企画制作は「全日本DANCE TRUCK協会」というところでした、これまでも新宿、足立、狛江は確か台風で中止になったのですが、渋谷や府中で公演をやっているというところで、区によっては協力、区によっては後援という形で、そういったところと連携してやるということは把握しております。

○教育長 今のご質問の関係で、1ページの一番下に※で書いてあるように、これをやるのはあくまで東京都、あるいは組織委員会なのかどうかは分からないけれども、そこなのでしょう。そこで15カ所だけ、やる中の港区については今説明があった団体をお願いしているのだよね。そういう仕組みでいいのでしょうか。東京都なのでしょう。このお願いしている団体が港区に要請に来たわけではないのですよね。人としてはその人が来たかもしれないけれども、そういう仕組みでしょう。あくまで主催者は東京都なのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうです。

○教育長 と理解していいのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。審議内容の四角にありますように、東京都と公益財団法人東京都歴史文化財団というのが主催者ということになっておりますので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

その基準の方は、教育委員会の中でそういった疑問が生じているということは担当部の方に伝えるということを前提に採決に入ります。議案第10号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第10号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に議案第11号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○**図書文化財課長** 本日付議案資料ナンバー4をご覧くださいと思います。港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料についてでございます。タブレットの2ページをご覧くださいと思います。

「審議内容」につきましては、港区立郷土歴史館の特別展示室で開催します特別展でございますが、「1964年東京オリンピックと都市の交通—今にいきるオリンピック・レガシー—」に係る観覧料を決定させていただきたいというふうに思っております。

特別展の名称でございますが、先程申しましたとおり、記載のとおりでございます。

「開催期間」につきましては、令和2年度の4月25日、土曜日から令和2年6月28日、日曜日までというふうに考えてございます。

「観覧料」につきましては、特別展のみを観覧する場合は400円、小中高校生については200円、常設展と同時に購入した場合は600円、小中高校生につきましては100円、4月24日までに常設展と同時に購入した場合、前売り券ですけれども、こちらにつきましては500円ということになってございます。

次のページをご覧くださいれば、観覧料の一覧につきまして記載をさせていただいております。それと大変申し訳ございません、一部机上配布をさせていただきました参考資料ということで、これまでの特別展と企画展の状況について値段等を記載させていただきました。

この件につきましては、一番最初のところは前売り券は発行してございませんが、2回目の特別展「港区と考古学」のところから前売り券を売り出したというような状況から、そういったところも全て記載をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

観覧料を決めるので、観覧料はどうしてこの金額になったかというのがやはり審議上のポイントではないですか。そこは説明できますか。

○**図書文化財課長** そちらにつきましては、展示にかかわる経費を積算をしております。展示の造作費であったり印刷する経費、あと広告経費であったり警備であったり清掃・光熱経費等を足し合わせたものと、あと歴史館に年間来ていただく人数を目標として9万人ということで掲げておまして、この9万人を日で割り返したことで金額を算出しているものでございます。

今回は一人当たり426円という計算で出てきておりますので、端数分26円削りまして400円という設定にさせていただいております。

○**教育長** それをつけないと分からないよね。そこの細かいところで、この計算式というか考え方はもうオーソライズされているのだと思うのだけれども、この積算の例えば単価とか、さっき言った9万人云々という話もあったけれども、そのデータが妥当性があるのかどうかとか、そういうのは議論した上で結果400円ということになるのでしょうか。それが何もついていない。それに関連して言うとなると、その計算というのはもう既にやっている。ところがこの参考資料を見ると一部分そうでないものもあるのですけれども、実際のその開催の初日と教育委員会での観覧料の審議が、そんなにこう時期的に離れてないところがあるではないですか。あるいは離れているところもある

のだけれども、例えば下から三つ目の「日本・オーストリア国交のはじまり」についてはやはり色々オーストリア大使館とか関係団体との調整があるので早めにそういった積算するための資料を集めて、だから集まったので早く審議ができたわけでしょう。今回の部分は4月の段階で、まだ2月ではないですか、それでこう審議するとなると、本当にその積算のための細部の資料が集まり切っているのかどうかというのが疑問なのだよ。何でこの時期にやるの。もう少しその資料が集まっていないのであれば、直近でやるべきだと思うのです。

○図書文化財課長 館としてはなるべく早く実は観覧料を決定していきたい。それは早くから告知をしていきたいという思いがありましてやっておりました。これまでは、開館してから1年目というのは、どのぐらい経費がかかるものかというのが我々も経験値というものになかったところから、積算につきましてはなるべく直近まで、ぎりぎりまで分かった上で精査した上でやっておりますけれども、だんだん、この回数含めて今回7回目になってきますので、大体どれにどれぐらいかかってくるのかという目途が大体立ってきておりますので、この数字が出てきた段階でなるべく早く決定をして周知をしていきたい、そういった思いからやっております。なので、この金額について前後することは基本的にはないというふうに思っています。

○教育長 分かりました。そうすると、色々なこの名称、それからどんな内容かもその前のリード文のところに書かれているのだけれども、やはりもう少しここは、どんなことをここで展示するのというは細かく書いてほしいのです。その上でその積算をするための算式をつけてほしい。次回からでいいと思うけれども。

図書文化財課長が言っている意味は分かります。早めに区民の方等に知ってもらって、4月25日からこういうのがあるならぜひ行ってみたいなのというのは、一人でも早めに知ってもらいたいという意味は分かるので、それはそれでいいのだけれども、そうすると中身を早く詰めていかないといけないではないですか。我々にも、そういう中身だったら資料をどこから借りてこないといけないし、その輸送費とかあるいは借りるためのお金も必要かもしれないというふうなことが分かるので、次回からは、どんなことをやるのかというのは細かく説明できる資料をつけて説明してほしいので、よろしくお願いします。

○図書文化財課長 基本的に、企画書という経緯とか色々なこと、内容を書いたものがございませので、こういったものを次回から添付させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○図書文化財課長 大変申し訳ございません。2番の観覧料でございますが、「常設展と同時に購入した場合」、真ん中の列ですけれども、こちらは600円が大人になっております。小中高生の記載が100円になっておりますが、ここは200円の間違いです。大変申し訳ございません。

以後、こういったことがないようにしっかりと記載をいたしてまいります。申し訳ございませんでした。

○教育長 裏面ですか。

○図書文化財課長 裏の文章の部分も訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○教育長 それでは、採決に入ります。議案第11号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第11号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 次に、議案第12号「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは議案第12号、議案資料の5番、タブレット番号で言いますと1/15になります。港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結についてご説明いたします。

港区立箱根ニコニコ高原学園条例第14条第2項に基づき指定した指定管理者でありますF u n S p a c e株式会社と基本協定書を締結するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「指定期間」のところをご覧ください。令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続いて協定書(案)でございます。タブレット番号で言いますと3/15以降に基本協定書(案)がございます。現行の基本協定書と変更する部分のみ説明いたします。変更点は2点ございます。まず1点目、書類の方だと7ページ、タブレットで言いますと10/15をご覧くださいければと思います。

現行の基本協定書では、今ご覧いただいております第29条と第30条の間に使用料の収納及び徴収についての規定がございます。基本協定書(案)では、今申し上げた使用料の収納及び徴収についての規定を削除しております。削除した理由ですが、この使用料の収納及び徴収についての規定ですけれども、内容を読み上げます。「乙は、」この場合で言いますと「指定管理者は」になります。指定管理者は、「地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、現地での支払いが生じた場合に限り、使用料の徴収及び収納事務を行うものとする」という内容になってございます。使用料については、利用団体が当学園から送られる納付書を使いまして前もって金融機関で納めていただくこととしておりますが、急な利用者の増員などで前もって納付することができない場合、利用団体が当学園を利用する当日に使用料を支払うことを想定して、「現地での支払いが生じた場合に限り」という規定を設け、指定管理者が収納するとしております。

ただし、現行の指定管理の期間5年間におきましてこの規定を適用したことが一度もなく、後日納付書で支払ってもらうという運用を行っております。今、ご覧いただいております次期指定期間の基本協定書(案)におきましては、現行の運用に合わせる形で現行の使用料の収納及び徴収についての規定を削除しております。

次に変更点の2点目です。すぐ下の30条、指定管理料の規定をご覧ください。30条第5項に指定管理料の清算について規定しております。その中の(3)をご覧ください。「実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき」という一文を新たに追加しております。この規定は、当学園のみではなく、全庁的に追加した規定でございます。この規定の意味ですが、そもそも指定管理料は余剰金が発生した際に清算し、区に返還するというルールがございます。指定管理料の経費区分の中で職員人件費、それから光熱水費、修繕費については、余剰金が発生した場合は区に全額返還してもらいますが、事業運営費それから施設管理経費については、一部を除き返還は必要ないというのがこれまでのルールでございました。これは、指定管理者が自らのノウハウや経験を活用し、創意工夫を凝らして効率的な指定管理料の執行や事業運営に努めた結果得られたものという考え方によるもので、指定管理者に経営努力を促すインセンティブと位置づけております。しかし、余剰金の中には指定管理者の創意工夫等によって得られたものとは認められないケースが生じており、5の(3)のような規定を今回、盛り込んだものでございます。この規定を当学園に当てはめると、例えば箱根ニコニコ高原学園から温泉供給会社に支払う温泉使用料が該当すると思われそうです。昨年、秋の台風被害で2カ月半程度完全に温泉供給がストップしたことがありました。このケースだと、温泉供給がストップしていた期間の温泉使用料については、指定管理者の経営努力で発生した余剰金とは言い難いため、返還対象となります。このように、指定管理者の創意工夫や経営努力によって得られたものとは言い難い余剰金については清算するという規定になります。

変更点は以上の2点になります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これは全庁的な話なのだけれども、2番目の変更事項、要はその指定管理者の努力によって経費が事業計画で想定したよりも低かったという場合は、その他のインセンティブを与えるためにそういう規定を設けたということではないですか。そこの部分はこの改正によってはどこで拾うの。5の(3)だと拾えないよね。清算してしまうのでしょうか。

第30条第5項第3号。これは返してしまうのでしょうか。

○学務課長 これは清算に当たります。

○教育長 そうすると、そのインセンティブ云々というのはどこの条文で拾うのですか。

○学務課長 これまでの規定で言いますと、(1)と(2)のみで対応していたのですが、令和元年の8月7日、区役所改革の方から出ている指定管理料の清算の考え方の中で言いますと、指定管理料のうち非生産項目に当たる事業運営費、それから管理運営費について実績が見込みを下回った場合に目的が未達成であることによって発生した執行残額については、創意工夫や経営努力による余剰金に当たらないということで清算対象としますという規定になってございます。

○教育長 それはどこに書いてあるの。その審議の上でそういうふうになっているのではないので

すか。それを基本協定書に記載しないとそういうふうには解釈できないのではないのですか。

単純に第30条第5項第3号で読みとると、実際に清算的な事業というので言っているのだけでも、そういうやつもみんな入ってきちゃうではないですか。事業計画とそれから実際の実績を対比して実績の方が低かったら返さないといけないというふうにはしか捉えられないのではない、この条文だと。

○学務課長 ちょっと確認させていただきます。少しお時間いただければと思います。申し訳ございません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ちょっと時間がかかるかもしれないので、採決については保留とさせていただいて、次の議案に移りたいと思います。次も出てくるのかな、同じことが。

6 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 次に議案第13号「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、議案資料ナンバー6です。議案第13号「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について」ということで、1枚おめくりいただいて「審議内容」ですけれども、いよいよ4月1日から開館いたしますので、それに関する基本協定書を指定管理者と締結をするということでございます。

これは、みなと科学館条例第22条に基づいた指定管理者であるトータルメディア・東急コミュニケーションみなと科学館運営グループと交わす協定書でございます。

「指定期間」は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間ということになります。

別紙ということで、基本協定書（案）を添付してございます。これはあくまで企画課のフォーマットに基づいてつくっているものでございます。ざっとさらっていきたいと思います。

その協定書の1ページと書いてあるところでございます。これにつきましては、まず「総則」ということで、一番大事なことは第2条の「公共性の趣旨の尊重」ということで、公の施設としての性格をきちっと指定管理者に理解してもらって行うということであります。

ほかについては所定のものを変えてございませんのでいいのですけれども、第2章、これについて大事なところは、「甲」つまり教育委員会が行う業務等をきちっと定めてございます。本施設の使用許可ですとか、目的外使用の許可、それから改修等に関する業務とともに、「責任者等の配置」ということで、これは前にも話題になりました科学館の館長とそこの運営をするための施設長2人をきちっと置いてもらうということを定めているようなところで、ここを担保しているところでございます。

3ページ目の方に行きまして、事業計画書、これは先程のニコニコ学園と同じように、こういったものもつけています。ただ、若干標準と違うのは、3ページ目の一番下、第16条です。この施設そのものがPFI事業ということですので、標準のこういった契約には警備業務が入っているの

ですけれども、これはPFI事業によって国と港区が契約している業者、指定管理者以外のところがきちっとインフォメーション等を行って、全体としては警備なんかを行うことになっています。ここが若干違います。ほかについては、改修ですとか臨時緊急時の対応ですとか、守秘義務ですとか、個人情報の取り扱いについては全く同じです。それから5ページ目の第3章の備品の取り扱いですとか、本事業に係る確認事項、そういったものも同じですし、施設利用者アンケートや、事業実績状況等々も同じです。

この第4章の中で、こちらの方で第三者評価機関というのがありますけれども、東急コミュニティーは東急コミュニティーの方で有識者会議をきちっと置いて、学識経験者らとともに運営について検討しているところの評価すべき部分も、この協定書にはありませんけれども、指定管理者としては努力をしているところでございます。

「使用料の収納及び還付」、先程も話題になっていましたが、それから指定管理料もついています。さらにいまして、第7章、自主事業ということで、ここで大事なのは自主事業を認めています。その自主事業については料金等も取ることはできます。ここの自主事業でどれだけ頑張って収益を上げているのかということが、この5年間で館のメリットを利用者の方に周知しながら、この自主事業をどんなものやればうまく自分たちで自走できるような、指定管理業者だけでできるようなものになるだろうかということまで含めての5年間ということでございます。

その他、8章の損害賠償や不可抗力ですとか、第9章の指定期間の満了ですとか、第10章の満了以前の指定の取消し、それから第11章のその他というところについては、標準的な協定書のものに基いてつくられてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○教育長 先程のポイントと同様に、第32条第5項の第3号は一緒なので、これ以外で質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

○薩田委員 先程、PFI事業というお話をいただきましたが、そもそもこのPFI事業というものはどういうものなのでしょうか。

○教育指導課長 施設の建設から、施設そのもの、館の保守ですね。今までは建物を建てたらそれで終わり。例えば区が建てるということで終わりでしたけれども、そういった公共施設等、公共施設だとWikipediaだと港区の科学館が出るぐらい珍しいのですけれども、大きな飛行場とかそういったものについても、施設をつくるだけではなくて、その後の運営までを全て総合委託するようなものがPFI事業というものなのです。つまり、建設をして港区がもらったから港区のところだけ、科学館だけを運営するのではなくて、気象庁と合築の建物そのものの保守とか運営とかというものも外部の方に委託するという契約がPFI事業です。なので、警備そのものについてはついています。ただ、科学館そのものについては今回は科学館の中の実験室、そういうところを片づけたりするところは別途ですので、清掃業務がこの契約の中に入っているということになります。特にプラネタリウムは色々な方がご覧になったりとかで、そこもやはり清掃しないといけない。そ

こはもうPFI事業とは切り離してやってもらうということになります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、こちらもちよっと保留にさせていただきます。

7 新教育センター用地の一部の用途廃止について

○教育長 次に、議案第14号「新教育センター用地の一部の用途廃止について」説明をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバーが7になります。議案第14号、新教育センター用地の一部の用途廃止についてということで、1枚おめくりいただけますでしょうか。

いよいよ科学館の方がスタートいたしますので、それにかかわって、この科学館を設置するに当たってはさまざまな協定書とかを結びながら区分所有などをやってまいりました。ここで大事なことは、区の方の開発事業になっています。その関係で、都市計画法の第29条に基づいてその開発許可を得ていますので、用地の一部を区道に供出することになっています。つまり、その関係で、道路部分に供出したものは教育財産としての用途を外さなければならないということですので、今回のご審議の上で決定をいただくようなものになります。

用地等については、1ページおめくりいただきますと図面がついてございます。このカラーの黄色くついている部分が道路に供出する部分ということになります。参考として、もう1ページめくっていただきますと、全体のイメージができるかなと思います。これは都市開発の中でつくられた図面でございます。教育センターと気象庁はB地区になるということでございます。これにつきましては、最初の資料に戻りまして、供出する部分の平米数が362.32平米なのですが、そのうち区が持っている持ち分が、当初決めた34対5という比率に基づいて、その部分については区の財産から外して、要は道路に供出する形になります。

説明は以上になります。ご審議の上、決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これは、「審議内容」のところには「教育財産としての用途を廃止します」と書いてあるではないですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 教育財産から区の財産に用途を移すわけですが、それが2月22日。

○教育指導課長 はい。

○教育長 その上で供出するのですか。

○教育指導課長 都市開発としては道路の工事はもう完了してしまっていて、その22日で教育財産の用途を廃止して所管が区の方に移って、3月16日から道路として使用していくことになるということですので、まさに教育長のおっしゃるとおり、外してから道路として供出して利用されていくということになります。

○教育長 まだですよ。2月22日の日ですよ。

○教育指導課長 その日が所管換えです。

○教育長 まだこれからでしょう。

○教育指導課長 これからです。

○教育長 それで、ここでの審議は、教育財産の用途を廃止する、所管換えをしますという審議内容なのですか。

○教育指導課長 所管換えは、これはもう都市計画で決まっているのですよね、22日と。この教育センター等の開発の段階で道路の部分については供出するという事は決定されていて、今回は教育財産としての用途を廃止ということです。この用途を廃止するのは教育委員会の議決事項になりますので、廃止をしていただくことをご審議いただくことになるということです。

○教育長 それは本文の中にどこに書いてあるのですか。

○教育指導課長 本文の中には、そういうふうには読めないかもしれないです。

○教育長 道路への供出だけしか書いてない。唯一書いてあるとすれば、3の「今後のスケジュール」の令和2年2月22日の部分だけだけれども、これはあくまでスケジュールではないですか。審議内容がこういう内容なのに、本文で審議内容に一切触れられていないのだよね。

○教育指導課長 そうですね。申し訳ありません。審議内容そのものは教育財産としての用途を廃止するというのが審議内容になりますので、経緯をもう少し詳しく書けばよかったかなというふうに反省しております。

○教育長 「供出」ということを審議するわけではないのでしょうか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 「供出」というのは、用途廃止のための理由なのでしょう。

○教育指導課長 はい。

○教育長 所管換えの理由なのでしょう。

○教育指導課長 はい。

○教育長 これも情報公開しますので、そこはちゃんと書かないと。

○教育指導課長 改めて加筆したもので修文したいと思います。

○教育長 その上でご質問、ご意見をお願いします。

よろしいですか。

申し訳ありませんけれども、ここでの「審議内容」は教育財産を所管換えするというものですので、その修文するという前提で、それでは、議案第14号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第14号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 協議事項

1 港区子ども・子育て支援事業計画（案）について

○教育長 日程第3、協議事項に入ります。「港区子ども・子育て支援事業計画（案）について」説明をお願いいたします。

○教育企画担当課長 大変申し訳ございません、説明に入る前に資料の差しかえをお願いしたいと思っております。机上に配布させていただきましたナンバー1－3でございますが、以前にお渡ししたのは最終ページの5ページ目がついていないものをお渡ししてございました。申し訳ございません。ですので説明に関しましては、こちらの資料の方をご覧いただければと思います。

それでは説明に入らせていただきます。

初めに資料の1－2、タブレットでは113／119でございます。これをご覧ください。項番1、素案策定後の経過でございます。本計画につきましては、教育委員会でもご審議いただきました素案につきまして、掲載内容に関連する区民文教常任委員会、保健福祉常任委員会への報告や、区民意見募集（パブリックコメント）での意見に基づきまして修正等を施し、素案から案へといたしました後に、2月3日開催の子ども・子育て会議で案への意見聴取を行い、本日お示しする内容としております。本日は、主に教育委員会所管事項に係る区民意見や修正内容をご説明して、2月27日開催予定の庁議に付議する内容をお諮りするものです。

初めにパブリックコメントの状況及び対応をご説明いたします。先ほど差しかえをいただきました資料1－3をご覧ください。項番1「区民意見募集の実施概要」（1）にございますように、パブリックコメントにおいて本案件に対し3通、件数としては8件の意見が寄せられました。

資料を1枚おめくりください。項番3に教育委員会所管事業の方を先に載せてございます。ナンバー1ですけれども、こちらは幼稚園における特別支援教育の充実という箇所、幼稚園に対し特別支援アドバイザーが訪問している旨を記載いたしてございますが、この訪問回数についての質問でした。

右の「区の考え方」の欄に記載のとおり、公立・私立への訪問回数をそれぞれご回答しております。素案への記載内容には変更はございません。

次にナンバー2でございます。こちらも幼稚園における特別支援教室の充実に対するご意見です。インクルーシブ教育の観点から、私立幼稚園において特別な配慮を要する幼児だけではなく周囲の幼児にも説明、教育していく必要性や、保護者の理解等もさまざまである中で、意見の中では「保育士」という記載になっておりますけれども、教員、教諭や介助員が困りごとを相談できる環境を整えていく必要があるのではないかというご意見です。

これに関しては、インクルーシブ教育については、区の取組を情報提供しつつ、私立幼稚園と相談をしていくこと、また教職員や介助員の相談環境という点では、希望する区内私立幼稚園に専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーやカウンセラーを派遣し、必要な心理的援助及び助言・指導、園児への対応の仕方の情報提供を行っており、それを継続していく旨を回答しております。内容は既に素案に掲載されていることから、意見として受け止め、記載内容の変更はございません。

教育委員会所管事業に対してパブリックコメントで寄せられて意見は以上です。次ページ以降に参考といたしまして「教育委員会所管事業以外の意見要旨と区の考え方」を掲載してございます。後程、ご覧いただければと思います。

続いて資料1-4、A3横置き資料です。タブレットでは118/119でございます。こちらは教育委員会や区議会、常任委員会で寄せられた意見への対応や、令和2年度予算の案がまとまったことに関連して修正した内容をまとめております。

ナンバー1でございますけれども、こちらは、教育委員会でいただきました現行計画での取組状況や成果を踏まえて策定されるべきであり、その内容を計画にも掲載するべきではないかというご意見への対応です。このたびの計画では、資料のナンバー1が本編になってございますけれども、本編13ページから子育て支援に関するこれまでの取組として事業の進捗状況や子育て支援に関する事業の経緯などの実績を掲載するだけでなく、15ページには答申ごとに主な取組の成果を記載しております。また、27ページのように基本方針ごとに区の現状の課題をアンケート調査等も用いてまとめ、それらの課題に対応する取組として計画事業を組み立てており、現状計画での取組状況や成果を踏まえた策定には一定なっているというふうには考えてございました。ただし、子ども・子育て支援事業計画の全体に対する評価という部分の記載はありませんでしたので、事業評価のまとめとして平成25年度と平成30年度に実施した港区子ども・子育て支援ニーズ調査における区民満足度の変化を掲載し、区民からより高い評価を受けていることができている旨を記載させていただきました。

また、ナンバー1の2段目については、幼稚園の預かり保育については、現行計画期間での取組や成果をもう少し詳細に表して、利用者数は年々増加しているものの、実施日数の拡大や時間延長を求める意見があることも記載した方が現状を踏まえた計画になるというふうに考えまして、そのような追記をいたしました。

続いてナンバー2、こちらは保健福祉常任委員会でやった幼児教育・保育無償化の利用意向への影響についてのご指摘の対応でございます。幼児教育・保育無償化の影響に対しては、その主な対象となる3歳から5歳の子どもについては既に教育・保育施設等に通っている場合が多いことから、新たに施設の利用規模が増加するということは見込みにくく、また、就園先の決定に当たっては経済的な負担感よりも保護者の就労状況が影響すると考えられることから、保育料の無償化が幼稚園や保育園の利用意向に大きく影響するものではないというふうに想定してございます。しかし、無償化が始まったばかりであり、各施設等の毎年の利用状況を確認するなど、無償化後の保護者の動向について今後も注視していく必要がありますので、その旨を追記したものです。この点については、当初の素案の段階から、資料1の本編の7ページの方に「幼児教育・保育の無償化について」という項目を立てて、動向を注視していく旨も記載しておりましたが、事業内容のページには明記していなかったということから、より丁寧にするために追記したものです。

資料を1枚おめくりください。ナンバー3でございます。こちらは先日、1月28日の教育委員会で審議・決定をいただきました幼稚園保育料等に対する多子負担軽減の拡充に関する記載です。

令和2年度予算案に計上がまとまりまして、私立幼稚園副食費に対する補足給付の対象範囲が従来の第3子以降から第2子以降に拡大したことに伴い、確保の方策や計画事業をそれに合わせて記載を変更いたしました。

また、私立幼稚園保育料や、区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）に対する多子負担軽減についても、従来の小学校3年生までの兄や姉からとしていた子どもの数え方を見直しまして、年齢にかかわらず最年長の子どもを第1子として、第2子以降の負担軽減を実施するため、計画事業として記載を追記したものです。

次に、ナンバー4です。こちら資料のナンバー1、本編の方ですね、15ページの（3）というところで「子ども・子育て支援の質の向上」ということで、散歩ルート of 安全確保を推進した旨を記載していますけれども、こういった安全確保等については、現計画の中で完結するものではなく、今後も引き続き取り組んでいくべきであるということから、そのことが分かるように記載すべきではないかというふうに保健福祉常任委員会や区民文教常任委員会でご意見をいただきましたので、そちらに対応いたしました。この点に関して、幼稚園については安全確保の推進というのを計画事業としては素案では掲載していませんでしたけれども、今後も安全確保は進めていくものであり、計画事業として明記した方がよいというふうに考えまして追記をいたしました。

最後にナンバー5です。こちらは、令和2年度新規事業として実施していく「高校生不登校への支援」について、これまでの不登校への取組も分かるように記載するべきというご意見への対応でございます。この点につきましては、教育委員会以外にも、子ども・子育て会議の会長からも個人的な意見として同様な意見をいただきました。そのため、右の欄にございますように、前段でこれまで教育委員会が取り組んできた支援策を記載しまして、今後も継続していくことを述べるとともに、高校生に対しどのような取組をしていくのか、素案のときよりも具体的に修正をしたものです。

教育委員会所管事項に関する主な修正点は以上でございます。

最後に「今後のスケジュール」ですけれども、恐れ入れますが、資料1-2にお戻りいただければと思います。項番5でございます。本日の協議後、2月27日の庁議で審議をしまして、その後3月6日の教育委員会でまた審議を予定しております。令和2年4月より本計画に基づき事業を進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**山内委員** 二つ質問です。一つは、量の見込みの算出方法などもきちんと書いていただいていますけれども、一方で23ページのところに算出方法について、まず家庭の類型をこういう分類の基準にして、そしてこれをもとに量の見込みを算出していくということだと思うのですが、この類型の分類基準に従って、それが該当するようなこの類型の構成比、あるいは人数がどういうふうになって、だからこういう人数になるという、その算出のプロセスのところの実際の数字が今めぐってどこにもないのですけれども、この類型をどういうふうに使ったか、その該当する人数がどう

なっているか、そういうデータはどこかに入っていますか。

○教育企画担当課長 量の見込みの算出方法でございますけれども、各事業において、例えば28ページの量の見込みの算出方法に、幼稚園教育、幼児教育のところでございますけれども、書きましたように、それぞれの事業でどのように量を算出していくかということについては、この量の見込みの算出方法のところ記載をしております。ただ、この類型に応じた比率というものは記載してございませんで、こちらの類型については、この量の見込みを出すニーズ調査の国の方の手法から出てきているものですが、港区の実態に当てはめると、実績数とかで出す方がより実情に近いというところがありまして、それぞれの事業で、この類型でもって実情に応じた出し方をしているものの方が多いというような状況になっています。

○山内委員 分かりました。そうであれば、そのことをもう少し分かりやすく明記されておいてもいいのではないかと思います。

○教育企画担当課長 全体に及ぶところでありますので、子ども家庭支援部が取りまとめておりますので、意見をお伝えしたいと思います。

○教育長 今の山内委員の話なのだけでも、ここの23ページの2番目から、この量の見込みは支援法の基本指針においてとずっと書いてあって、それで最後のパラグラフで「利用状況から必要に応じて補正を行いました」と書いてあるではないですか。ということは、もとはこの国の基本指針というか、下のフローチャートなり表で書いてあるものがあって、それに修正を加えているのでしょうか。補正をしたのでしょうか。

○教育企画担当課長 下の表の右下に二重囲みがありますけれども、この類型で出してきたものに必要な補正を加えて出す方法と、過去の実績から需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえて推計する方法の二つのとり方がありまして、基本的に港区の方は、この手引きによる算出方法ではなく、実績の方から出す方法で今この事業計画は組んでおります。幼児教育のところも、そちらで出す方が実態に近いということで、そちらで出させていただきます。

○教育長 それはどこを読めばいいのですか。今の説明は。

○教育企画担当課長 そのところについては、先程もちよっと申し上げましたけれども、各事業の量の見込みの算出方法のところそれぞれ記載を入れさせていただいたような形になっています。

○教育長 例えば28ページは、これは国の方法でやったということですか。

○教育企画担当課長 これは国の手引きで算出したものではなく、国の方も実績でやってもいいというふうにはなっているのですけれども、こちらは実績で出したものになります。「これまでの実績から算出」と【】に入れてございますけれども。

○教育長 国の手引きによる「手引き」というのは、この基本指針ですか。

○教育企画担当課長 子ども・子育て支援事業計画において量の見込みを出すに際して、その出し方の手引きというのがございますけれども、そちらで出す方法というのが、子ども・子育て支援ニーズ調査から推計する累計の出し方というのが決まっています。ただ、それで出した数があまりにも実情に乖離するとかということで、区の実情、自治体の実情と離れてしまうこともあるので、そ

の場合は過去の実績や需要率の推移などから算出してもよいことになっています。港区の特に幼児教育のところについては、これまでの実績から算出したということで、28ページの上の方にあります「量の見込みの算出方法」のすぐ下の「これまでの実績から算出」というようなことで、今までの実績から算出させていただいたものを記載しています。

○教育長 「これまでの実績から」というのは、28ページのどこに載っているのですか。

○教育企画担当課長 28ページの二つ目の「量の見込みの算出方法」のすぐ下です。【】で「これまでの実績から算出」という形で書かせていただいて、その算出方法についてまとめています。

○教育長 そうすると、この2号認定は別のやり方ということですか。

○教育企画担当課長 2号認定については、国の手引きによる方法で算出した部分を入れてあります。

○教育長 そうしたら、ここの23ページは基本的にこういうやり方なのだけれども、そういう違う方法もとっていますよというのは、どこかに書いておいた方がいいのではないのですか。それは23ページの※になるのですか。

○教育企画担当課長 ※はちょっと違いますね。

繰り返しになってしまいますが、今そこが明確にというか分かるようにしてあるのは各事業内容の量の見込みの算出方法のところに「これまでの実績から算出」というふうに記載したところしかないかと思います。そこまで、例えば23ページの方で国の方の手引きをとるのか実績をとるのかという、その二通りがありますよということは書き込みはないという状況です。

○教育長 それは書かないと分からないですよ。23ページがまずどんときて、それで個別にずっと読んでいくと、そこで何か違う方法が出てきているならだめですよ。基本的には、こういう国の基本指針とか手引きとか色々また違う言葉が出てくるのだけれども、そこも整理した上で書かれて、その上で各事業においてこういう場合はこうしていますよというふうに23ページに書いて、各事業ごとに見ると、これが国の方法をそのまま使っているのだな、あるいは違うのだなというのが分かるようにしないとだめじゃないですか。

○教育企画担当課長 先程、いくつか前の答弁でお話ししましたけれども、23ページの二重囲みの部分に記載はあるのですけれども、本文で最後のところに、こういった実績の場合もあり得るということをしかりと書いた方がいいと思いますので、子ども家庭支援部に意見を伝えて修正を図ります。

○教育長 あとは、この23ページのフローチャートはまだいいのだけれども、この分類基準というのがよく分からないですよ。これだけこっと置いても。これは国の手引きか基本指針か分からないけれども、それに載っかっているものをそのままここに置いているだけではないですか。何がタイプBなのかというは、どこに説明があるのですか。それが各事業のどこに反映されているのですか。さっき山内先生が質問された内容なのですから。

○教育企画担当課長 タイプA、B、C、Dというのは、この表で言うひとり親はタイプAで、フルタイムフルタイム就業の場合はタイプBとかという形で、この表でタイプA、B、C、Dは表記している形でございますけれども、国のその手引きのところからとってきた分類基準をそのまま載

せているというのはおっしゃるとおりではあります。

○教育長 ちょっと何かよく分からないよね。事業計画だから、そういう意味ではこれに乗かって区あるいは教育委員会が事業を進めていけばいいという側面ももちろんあるのだけれども、さっきパブコメをやったという意味合いは、ここが分かりにくいよという意見もあるかもしれないし、このところはこうしてくださいねというものもあるということ、やはり区民が読んで分かるようにしないとイケないではないですか。それに乗かって、区民はそういう理解をした上で、ちゃんとやっているねとかやってないねとなるわけでしょう。だから、事業計画そのものも、全く分からない人が読んでも分かるようにする工夫というのは必要だと思います。今のところなんか、前にもあったけれども国ってわりとそういう目線で色々な資料をつくってないではないですか。だから、そこはこういうところに載せるのなら区民に分かりやすい工夫を区として加えて載せないと、そのまま載せるのだとちょっとまた理解が深まらないと思いますので、そこはぜひやってください。

○教育企画担当課長 こちらの教育委員会だけではなく全体にかかわることになりますので、子ども家庭支援部に意見を伝えて修正等を図れるようにしてまいります。

○山内委員 今のところは、実はこういう事業の計画を立てる上で非常に重要なことだと思います。前回、私も11月に意見したと思いますけれども、そのときにもその取組の状況とか成果を踏まえて次の計画を立てたかと。今回のこの計画の案で言えば75ページにPDCAのサイクルが書かれていますけれども、やはり常にPDCAのサイクルを回しながら次の事業計画を立てていくということが必要で、その際にどういう方法でその見込みを立てたのかということが明確になっていないと、それに対して確保できた、できてないというの、見込みがそもそもどういう算出方法かが分かってなければ、明確にされてなければ何も議論できないです。そういう意味では、やはりどういう方法で見込みをしたのか、まず23ページ、個別の項目ではなく全体を説明するところで、こういう基本方針で見込みを立てた、国としてはこういう方法を推奨しているけれども港区においてはこういう事情があるのでこういう方法をとりましたということをはっきり書いておかれた方がいいと思います。それがあつてまた次の見直しのときに、その方法をそのものから再確認しながらPDCAのサイクルを回していけるということになるわけです。

もう一つは、この国の提示している方法で計算した項目があるのであれば、この分類の基準に対応した港区民の状況というの、基本資料としてその数字を出しておかれた方が、付録の資料でもいいですけども、出しておかれた方がいいのではないかとこのように思います。

○教育企画担当課長 ありがとうございます。前段のところは、やはり23ページの修正等を図っていきたく思います。ただ、実績以外で出しているところというのは、実は幼稚園に関してはこの実績で出させていただきました。なので、ほかのところではそういったところがあればデータまとめをさせていただいて資料編に載せられるかどうかちょっと確認をしていきますが、今、私の所管しているところでは実績でつくらせていただきました。

もちろん実は手元では類型に基づいたものも出していますが、相当乖離するので、そちらは当然データとしては持っておりません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

2 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

○教育長 次に「小学校入学前教育カリキュラムの改訂について」説明をお願いします。

○教育指導課長 前回ご議論いただいて、さまざまなご意見をいただきました。そのご意見をいただいたものについて協議資料ナンバー2-4というので前回のご意見についてまとめさせていただいています。時間も押してきているので簡潔にしたいと思うのですが、一番最初に、2-4の中にありますように、区の他の計画と記載方法が違うということでご意見をいただいたので、それを合わせる形にして分かりやすいように文章も加筆させていただきました。また、教師・保育士向けの文章の中に、もう少し丁寧な説明をとということで、そこもあわせて修正しております。

また、2番の中では改訂検討委員会では十分な議論はされたのか、国のをそのまま持ってくるのではなくてというご意見だったのですが、それについては検討委員会の中でも十分踏まえていたものなのですが、さらに1番にあるようなご指摘を受けたのでブラッシュアップをしています。

それから3番、17ページの図は現行の図の方が分かりやすいのではないかとということだったので、今回策定した趣旨としては「幼児期への終わりまでに育てほしい姿」との関係を表すということを主眼にしておりますので、分かりやすさでは前の方が分かりやすいのですが、その関係を示すということで、なるべく分かりやすいように少し図の修正も図ってございます。ただ、ご意見にあった「遊びや生活を通した学び」について、そういったところについて修正を加えてございます。

また、図の中では三つの力は小学校教育まで貫いておいた方がよいというご意見も反映いたしました。また、接続のイメージということで、そこについては螺旋を入れることによってイメージしやすいようなことで工夫をしています。ここについてはまた印刷業者の方と調整をしながら詰めてまいります。

それから、図と三つの力の関係が分かりにくいということで、文中の中に、16ページの(4)の中に加筆をしてございます。

また、エピソード記録についてもご意見をいただいたものは、ここに書いてあるとおりです。

また、経験の浅い教員がこの記載で改訂内容が分かるかということなのですが、経験が浅くても大学等で学んできているちょうど世代ですので、聞いたところ、これで大体分かりますよということで意見をいただいているところでございます。

また、保護者からの意見が反映されていないのではないかとということで、区立幼稚園のPTA連合会の方に出向きまして、そちらの方とお話をさせていただいて、さまざまな意見をいただいたので、そこについては趣旨を踏まえて加筆をしてございます。

また、ご意見としていただいた5歳児の保護者向けのリーフレット、これについてもこの改訂終

了後、事務局で案を立てて、今回の検討委員会の方たちですとか、幼稚園のPTA連合会等々の方たちに意見をいただきながら改正を進めていく予定でございます。

資料2-5の方に保護者の意見等についても別途まとめてございますので、先程私、大体概略はお話したので、そんなことが記載されています。

甚だ簡単ですが、説明は以上としておきます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

一つだけ聞きたいのですけれども、資料の2-5の意見の中で、4番目の「区の考え方」に「懇談会の際により」と書いてあるのですが、この「懇談会」とは何ですか。

○教育指導課長 幼稚園や保育園で必ず学級懇談会をやってございまして、その懇談会ですね。

○教育長 それをちゃんと書いておいて。

○教育指導課長 はい。

○教育長 何だか分からない。そうすると、この質問者だけではなくて、保育園、幼稚園では、名称はともかく、必ずそういう保護者に説明する場があるのですか。

○教育指導課長 説明をするようにお願いをしています。ただ、情報によりますと各公立幼稚園の中でも説明の温度差が若干あるかなというところが、この間の区の幼稚園PTA会の方で話したら、「うちはそこまで詳しく説明を受けていない」とか「うちは園長先生がすごく積極的に説明するので分かりやすいです」とあるので、そこについては改善する余地があるとは思っておりまして、今後その説明会の開き方についてはお願いをさらに努めていきたいと思っております。

○教育長 それは幼稚園に限らず保育園も。

○教育指導課長 もちろん保育園もです。はい。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

日程第4 教育長報告事項

1 令和2年度第1回採用港区奨学生の選考結果について

○教育長 日程第4、教育長報告事項に入ります。「令和2年度第1回採用港区奨学生の選考結果について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料ナンバー1の方をご覧ください。令和2年度第1回採用港区奨学生の選考結果についてご報告を行います。

「募集期間」については11月5日から12月4日まで1カ月間行いました。

「周知方法」については記載のとおりです。

「応募状況」ですけれども、まず全体では19名の応募がありまして、うち高校在學生、それから高校進学予定者を対象として行った募集では9名。また、大学進学予定者ということで応募してもらった者について10名応募がありました。内訳については、中学・高校生対象としたものでは公立中学生9名、私立中学生0、高校在學生は0でした。大学生対象としては、公立高校の在學生

が6名、私立高校在校生が4名という状況です。

こちらの応募者につきましては、1月30日、港区奨学資金運営協議会で協議をいただきまして、一定の算定方式に基づく収入基準をいずれの世帯も下回っていましたので、令和2年度第1回採用港区奨学生として全員採用するということで決定をいただきました。

裏面につきましては、参考になりますけれども「貸付金額」、それからこれまでの応募状況、貸付状況の実績の3年間の推移を記載したものがございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 新教育センター用地の区分所有面積の調整について

○教育長 次に「新教育センター用地の区分所有面積の調整について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、報告資料ナンバー2ということで、新教育センター用地の区分所有面積の調整についてということで、資料の説明の順番を報告内容のところで変えさせていただいて短時間で説明したいと思います。

平成19年7月5日の段階でこの開発の計画を立てまして覚書を交わしたところ、もともとは現状の2番にありますように、国の方が34,000平米、区の方が5,000平米の延床面積で計画を立てました。それに基づいて土地の交換の契約の締結をしまして、国が34、それで区が5ということで、87.18%と12.82%の比率としてつくりました。建物を実際つくっていく段階で実はこの延床面積の計画が変わってしまったのです。そのことが「調整理由」のところにありますけれども、下のところにあるとおり延床面積が38,280平米ぐらいが国、区の方が3,852平米程度になったわけなのです。もともとの契約の段階で延床面積と土地の持ち分については後程調整するという覚書を交わしています。この根拠となるのは、一番下に書いてありますように、建物の区分所有等に関する法律の第22条の規定によって、これを合わせなければならないということになっていますので、その部分を調整して、その差額を土地の割り当てとして金額を国から頂く予定だったのですが、土地の価格が上がってしまって国の予算額を超えてしまった金額になって、売買契約が今年度内に成立しないことが分かりました。したがって、2ページ目の「今後のスケジュール」にありますように、その部分を土地を貸付けるということで解決をしていって、来年度改めて土地の売買契約を結んでいくということになっています。これにかかわりまして、価格については、令和2年度当初の港区財産価格審議会の方で価格の評価を行うこととなります。ただ、貸付は、令和2年2月29日に引き渡しがありますので、そこからやりますので約13カ月にわたっての貸付。金額が定まらなくてもこの契約ができるかについては、弁護士等を通じてこれは可能であるということの了承を得ていますので、このスケジュールで進めさせていただくということでございます。

報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 2点教えてください。一つは、当初5,000平米の延床面積を港区としては想定していたのが3,852平米になったということですが、約1,200平米減っていると。これは区としては国と交渉の結果、不本意な結果でこうなったのか、港区としては必要なスペースは確保できたということなのか、その点はいかがなのでしょうか。

○教育指導課長 その当時の記録を読みますと、必要な部分についてはもう一定確保できているので、国の気象庁としても必要な部分、もう少し頂きたいということだったので、当時は納得して締結を結んでいます。今の私としては、もうちょっとあった方がよかったなという思いはあるのですが、それは私の個人的な思いなので、当時はちゃんと議論してやったということでございます。

○山内委員 もう一つは、今回、土地分の調整措置ということですが、建築費の案分ということについてもやはりこれに対応した見直しというのが起こってくるのでしょうか。

○教育指導課長 建物の建築費についても最終的な持ち分比率、要するに平米数に基づいてやっていますので、これは問題なく建物の延床面積で割り当てられていると。

○山内委員 それはもう既にですか。

○教育指導課長 はい。ただ、特殊な建物、一部ドームとかそういうところについては別途計算をしているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

今の後段の方の質問なのだけでも、それは瓦礫の関係で、この定例会で出てくるではないですか、あれで全部終了ということでもいいのですか。

○教育指導課長 建物の建設費のことにつきましては、全て今回出てくるもので契約について終了というふうになります。

○教育長 そうすると人件費だけが出てくるということでもいいのですか。

○教育指導課長 建物の瓦礫処分について、今回思っていた量よりも若干少なくなりましたので、その経費が安くなるとか、そういったことの調整も全部ついてまいります。

○教育長 だからあと人件費があるでしょう。今回の議会で上るではないですか。その後は人件費だけ残るのですか。またあるのかな、人件費についての清算。

○教育指導課長 人件費については、これで終わりです。

○教育長 だけど、議会は2月19日から始まるのでしょうか。それで既に要は区として決定して、今回の議案はそれを事後承諾してもらうわけではないですか。そうすると、要は開設までの人件費はどうするのですか。

○教育指導課長 建設にかかる人件費ですので、2月の末でこちらに引き渡しになりますから、そこで工事は全て完了していますから、工事に係る人件費は算出できる状態です。

○教育長 今日は2月10日ですよ。2月10日から28日までに人件費は一切かからないわけ

ですか。

○教育指導課長 いや、それはもう当然かかる経費は読めていますので、当然算出できないとおかしいですよ。

○教育長 確定値でなければだめなのではないですか。

○教育指導課長 いや、そこはもう確定したというように報告を国の方からも受けています。

○教育長 では、もうないということでもいいのですか。

○教育指導課長 はい。建設に関する人件費はないということです。

○教育長 それからもう一つ、「今後のスケジュール」のところの2行目で、2月29日から3月31日まで貸付を行いますと書いておきながら、貸付料については令和2年度当初の財産価格審議会で決定するということになる、令和元年度分、つまり2月29日から3月31日までの分の貸付料はどうするのですか。どこでいつ決めるの。

○教育指導課長 これについても、財価審で決まった段階で今年度末の分についても計算をできるということで、その契約管財とか財産管理の部分の用地のところとかで協議をした結果、問題はないということで、価格を通した段階できちっと経費が支払われる仕組みになっているといふように報告を受けています。

○教育長 そうすると遡って適用になるのですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 ここの「土地一時使用契約締結」、これはまだ貸付料が決まっても契約を結ばすよという話だったけれども、この中身になる貸付料というのは、令和2年2月29日から令和3年3月31日まで変わらないということでもいいですか。

○教育指導課長 はい、そのように報告を受けています。

○教育長 年度が変わってもですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 見直さないのですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 通常、例えば住宅なんかは2年間でそのままやってしまうではないですか。そういうものと同じなのかなとちょっと思うのですけれども、それでいいのですか。

○教育指導課長 所管課ではないので答えづらいのですが、そのように報告は受けています。

○教育長 そうすると、その令和元年度分、平成31年度分の歳入はいつ入ってくるのですか。

○教育指導課長 それはまだ、その契約の締結の段階でいつ支払うというのが明確になるので、そこについては報告を受けていません。

○教育長 それはだめでしょう。だって決算がいつになるのかで変わってきてしまうではないですか。

○教育指導課長 それは所管課の方で進めているので、私どもの方ではそのことについては報告はまだ受けていませんので、後ほど調べて報告できるようにしたいと思います。

- 教育長 　　というか、歳入は所管はどこなのですか。
- 教育指導課長　このところについては契約管財課ですね。出席者は契約管財課が出ていますので、この会議について。
- 教育長　　何か意味が分からないのだけれども、出席者とは。
- 教育指導課長　この持ち分に基づいた価格等々の契約について弁護士に相談したときの会議に出ているのは契約管財です。
- 教育長　　いや、その会議は直接関係ないよ、全く。
- 教育指導課長　一応、貸付の所管課は契約管財課。売買の契約に関しては用地・施設活用担当ということになります。
- 教育長　　そうすると、教育財産から外すということですか。さっきの議案第14号とこれはイコールではないのだけれども、それに近いような話になるのだけれども、教育財産のまま持っているのではないのですか。
- 教育指導課長　これまだ登記してないので。
- 教育長　　いや、登記とかそういう話ではなくて。
- 教育指導課長　教育財産としては、もともと教育センターの延床面積3,852.45平米が教育財産で、建物全体の残り部分は気象庁の持ち分ということになりますので。
- 教育長　　であれば、歳入は教育委員会ではないですか。
- 教育指導課長　そうですね、賃料の歳入は教育委員会になりますね。契約は契約管財です。
- 教育長　　そうすると、決算はどうかのこののをうちでちゃんと答えられないとだめで、契約管財課がどうかのこののさっきの答弁はおかしくないですか。
- 教育指導課長　そうですね。もう一度そこについては契約管財と用地・施設活用担当の方と調整して正確なところをお答えできるように、議会等々で準備をしたいと思います。
- 教育長　　区長部局の部署は、関係ないと思いますよ。どうですか、部長。
- 学校教育部長　この契約についてはPFIとか色々な複雑なことが絡んでいますので、今、課長も申し上げたとおりちょっと契約管財とか所管の方に確認をして後程ご報告をさせていただきたいと思います。
- 教育長　　その答えもちょっとよく分からないのだけれども、PFIは直接関係ないのではないの。だって、財産はどちらも持っているわけではないですか。
- 学校教育部長　今、すぐに調べられるますか。契約管財課は知っていますか。
- 教育長　　契約管財ではない。歳入はこちらでしょう。
- 教育指導課長　土地を貸付けていますから、土地の持ち主が教育財産なので、教育指導課が担当することになると思います。建物については。
- 教育長　　歳入の扱いはどうですかと聞いているの。そこを答えてもらえばいい。
- 教育指導課長　土地の貸付けなので、教育委員会になります。
- 学校教育部長　先程は失礼いたしました。教育財産ですから、最終的には教育の歳入の方に入っ

てくるということでございます。

○教育長 だから、それはいつ入ってくるのですか。この契約は、年度をまたぐではないですか。それで、しかも2月28日に貸付一時使用契約をするのでしょうか。その時点ではまだ貸付料は決まっていなくて。貸付料は令和2年度当初、翌年度の財産価格審議会で決定しますとなると、そこまでは貸付料は分からないわけではないですか。そうすると、それは年度を越えているので歳入としてはいつ入ってくるのですか。令和元年度歳入になるのですか、そうではないのですか。その手続きもしないといけない。もし年度をまたがるのであれば。

○教育指導課長 令和元年度の歳入にならないとおかしくなりますので、契約の取り交わしが財産価格審議によって確定して、契約の所管が契約管財課ですので、そこスケジュールについては確かめて、今年度の歳入になるはずですので、確認をさせていただきたいと思います。

○教育長 逆に答えてほしいのですけれども、ならなくたっていいということはないけれども、例外でそういうことも可能なので、だから絶対にこれは令和元年度歳入にならないといけないということはないですよ。会計事務規則上は。

議事録で、このやりとり全部残りますからね。分からないことは、ここでいいかげんなことは言わないように。きちっと調べた上で報告しますでいいと思います。その部分はこの報告事項の本題ではないですから。だけど、そこまでちゃんともっとやらないと、次の3月30日の委員会は耐えられませんよ。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

日程第2 審議事項

5 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 それでは、先程保留になりました、まず議案12号「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いします。

○学務課長 保留のお時間をいただきまして申し訳ございませんでした。今、企画課の方に確認をさせていただきましたところ、議案第12号と第13号は同じ表現を使っているのですけれども、実績が事業計画における見込みを下回ったことで執行残額が発生したときに清算をするというようなことになってございます。

企画課に確認したところ、既に区長決裁で表現も確定しているということで、全ての指定管理との基本協定書の中で同じ表現を使うということになっているようでございます。ただ、教育長からご指摘いただいた執行残額、指定管理者の創意工夫またはその経営努力による余剰金に当たらないときという部分がなかなか読みとりづらい部分がございますので、今後別途仕様書、または覚書を取り交わす等の形で対応させていただければと思っております。

以上です。

○教育長 そうすると、細かい話だけれども、覚書というのはこの基本協定書よりも上位というの

は変だけれども、この部分はこういう解釈ですということを言うのですか。そこは、さっきのインセンティブを与えるのはこの第30条第5項第3号には該当しないということでやるのですか。そこはちゃんと担保しないと、指定管理はそんな努力したって結局持ってかれるのだから努力しなくなってしまうのではないですか。せっかくそういう趣旨でつくったのに。

○学務課長 そうですね。はい、ご指摘のとおりだと思います。その辺は、きっちり分かるような形で表現したいと思います。

○教育長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第12号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第12号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 次に、議案第13号「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いします。

○教育指導課長 内容については学務課と同じになりますので、よろしくお願いたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第13号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第13号については原案どおり可決することに決定いたしました。

「閉会」

○教育長 本日予定している案件等につきましては以上であります。そのほか、委員または説明員から何かありますでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を2月26日水曜日午前10時から開催の予定ですので、よろしくお願いたします。

お疲れさまでした。

(午後12時21分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 中村 博